AvanStrate 株式会社第 2 回無担保社債(社債間限定同順位特約付) 社債権者集会決議認可公告

第2回無担保社債の社債権者 各位

平成 29 年 10 月 5 日

AvanStrate 株式会社

平成 29 年 9 月 29 日開催の AvanStrate 株式会社第 2 回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(ISIN コード: JP310532BAB7)(以下「本社債」といいます。)の社債権者集会における下記の決議につき、平成 29 年 10 月 5 日付で東京地方裁判所の認可決定(東京地方裁判所平成 29 年(ヒ)第 353 号 社債権者集会決議認可申立事件に係る東京地方裁判所民事第 8 部平成 29 年 10 月 5 日付決定)を得ましたので、その旨公告いたします。

記

- 1. 決議された目的事項 本社債の社債要項の一部を変更する件
- 2. 決議された議案の内容 本社債の社債要項を、以下のとおり変更する。

(下線は変更箇所を示します。)

旧	新
4. 利率	4. 利率
(中略)	(中略)
(2) 平成 27 年 11 月 6 日以降平成 29 年 10	(2) 平成 27 年 11 月 6 日以降平成 29 年 10
月 31 日までは年 5.55 パーセント	月 31 日までは年 5.55 パーセント <u>、(3) 平</u>
(新設)	成 29 年 11 月 1 日以降平成 30 年 10 月 31 日
	までは無利息、(4) 平成30年11月1日以
	降平成 31 年 10 月 31 日までは年 0.05 パー
	セント、(5) 平成 31 年 11 月 1 日以降平成
	32年10月31日までは年0.1パーセント、
	<u>(6) 平成 32 年 11 月 1 日以降平成 33 年 10</u>
	月 31 日までは年 0.15 パーセント、(7) 平
	成 33 年 11 月 1 日以降平成 34 年 10 月 31 日
	までは年 0.2 パーセント、(8) 平成 34 年 11

月1日以降平成35年10月31日までは年0.25パーセント、(9) 平成35年11月1日 以降平成36年10月31日までは年0.3パーセント、(10) 平成36年11月1日以降平成37年10月31日までは年0.35パーセント、(11) 平成37年11月1日以降平成38年10月31日までは年0.4パーセント、(12) 平成38年11月1日以降平成39年10月31日までは年0.45パーセント、(13) 平成39年11月1日以降平成44年10月29日までは年0.5パーセント

9. 償還の方法および期限

(1) 本社債の元金は、①平成 27 年 11 月5日に各本社債につき金323万 円、②平成28年7月31日(以下「平 成 28 年度第 1 回償還期日」とい う。)に各本社債につき平成28年 度第1回償還金額(第(7)号におい て定義する。)、③平成29年1月 31 日(以下「平成 28 年度第 2 回償 還期日」という。)に各本社債につ き平成28年度第2回償還金額(第 (7) 号において定義する。)、④平 成29年7月31日(以下「平成29年 度第1回償還期日」という。)に各 本社債につき平成29年度第1回償 還金額(第(7)号において定義す る。)、⑤平成29年10月31日に 各本社債につきその残額の総額を 償還する。ただし、第(2)号の規定 に従い本社債の元金の一部の期限 前償還がなされた場合には、当該 期限前償還に係る元金の金額を上 記の償還金額から減ずるものとす る。

9. 償還の方法および期限

(1) 本社債の元金は、①平成 27 年 11 月5日に各本社債につき金323万 円、②平成28年7月31日(以下「平 成 28 年度第 1 回償環期日」とい う。)に各本社債につき平成28年 度第1回償還金額(第(6)号におい て定義する。)、③平成29年1月 31 日(以下「平成 28 年度第 2 回償 還期日」という。)に各本社債につ き平成28年度第2回償還金額(第 (6) 号において定義する。)、④平 成29年7月31日(以下「平成29年 度第1回償還期日」という。)に各 本社債につき平成29年度第1回償 還金額(第(6)号において定義す る。)、⑤平成 <u>35</u>年 10 月 31 日に 各本社債につき金 470 万円、⑥平 成36年10月31日に各本社債につ き金 564 万円、⑦平成 37 年 10 月 31 日に各本社債につき金 564 万 円、⑧平成38年10月31日に各本 社債につき金658万円、⑨平成39 年 10 月 31 日に各本社債につき金 752 万円、⑩平成 40 年 10 月 31 日 (2) 当社は、その時点で未償還の本社 債の元金の一部または全部を、平 成27年11月5日以降に到来する いずれかの利息の支払期日に期限 前償還することができる。

(中略)

(4) 本社債の償還の方法および期限が、平成27年11月5日に本社債の元金の総額を償還する方法から、第(1)号に定められた方法および期限に変更されたことに鑑み、当社は第(2)号に定める期限前償還の実施を誠実に検討し、その償還原資確保(外部資金調達を含むが、これに限られない。)のため最大限の努力をする。

に各本社債につき金 846 万円、① 平成 41 年 10 月 31 日に各本社債に つき金 846 万円、②平成 42 年 10 月 31 日に各本社債につき金 940 万 円、③平成 43 年 10 月 31 日に各本 社債につき金 940 万円、④平成 44 年 10 月 29 日に各本社債につきそ の残額の総額を償還する。ただし、 第 (2) 号の規定に従い本社債の元 金の一部の期限前償還がなされた 場合には、当該期限前償還に係る 元金の金額を上記の償還金額から 減ずるものとする。

(2) 当社は、その時点で未償還の本社 債の元金の一部または全部を、平 成 27 年 11 月 5 日以降に到来する いずれかの利息の支払期日に期限 前償還することができる。当社は、 本号の規定に従い本社債の元金の 一部を期限前償還する場合には、 第(1)号に定める各償還期日(第 (4)号において定義する。)に係る 償還金額のいずれに充当されるか を指定するものとする。

(中略)

(削除)

(4) (中略)

(5) (中略)

- (6) (中略)
- (7) (中略)
- (<u>8</u>) (中略)第(<u>7</u>)号に規定する各未弁 済元本残高を含む。(中略)
- (9) 当社は、平成27年10月31日以降、 対象金銭消費貸借契約未弁済元本 残高については、①平成28年度第 1回償還期日、②平成28年度第2 回償還期日、③平成29年度第1回 償還期日および④平成 29 年 10 月 31日の各償還期日とそれぞれ同日 に、(i)上記①ないし③の場合に おいては、平成28年3月期調整フ リーキャッシュフロー金額、平成 29年3月期上半期調整フリーキャ ッシュフロー金額および平成 29 年3月期調整フリーキャッシュフ ロー金額のそれぞれに、平成28年 度第1回償還基準日、平成28年度 第2回償還基準日および平成29年 度第1回償還基準日のそれぞれの 時点における対象金銭消費貸借契 約未弁済元本総残高割合(各基準 日時点における対象金銭消費貸借 契約未弁済元本残高の総額を、そ れぞれの時点における金融負債総 額で除した数値をいう。)を乗じた 額(1円未満の端数は切り捨てるも のとする。)を限度として弁済する 方法、(ii)上記④の場合において は、当該時点における対象金銭消 費貸借契約未弁済元本残高の全額 <u>を弁済する方</u>法によってのみ元本 弁済を行うものとし、上記以外の 期日および方法による元本弁済を 行わないものとする。
- (5) (中略)
- (6) (中略)
- (<u>7</u>) (中略)第(<u>6</u>)号に規定する各未弁 済元本残高を含む。(中略)
- (8) 当社は、平成 27年 10月 31日以降 平成29年10月31日までの期間に おいては、対象金銭消費貸借契約 未弁済元本残高について、①平成 28年度第1回償還期日、②平成28 年度第2回償還期日および③平成 29 年度第1回償還期日の各償還期 日とそれぞれ同日に、平成28年3 月期調整フリーキャッシュフロー 金額、平成29年3月期上半期調整 フリーキャッシュフロー金額およ び平成29年3月期調整フリーキャ ッシュフロー金額のそれぞれに、 平成28年度第1回償還基準日、平 成28年度第2回償還基準日および 平成29年度第1回償還基準日のそ れぞれの時点における対象金銭消 費貸借契約未弁済元本総残高割合 (各基準日時点における対象金銭 消費貸借契約未弁済元本残高の総 額を、それぞれの時点における金 融負債総額で除した数値をいう。) を乗じた額(1円未満の端数は切り 捨てるものとする。)を限度として 弁済する方法によってのみ元本弁 済を行うものとし、上記以外の期 日および方法による元本弁済を行 わないものとする。

10. 利息支払の方法および期限

(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日 から償還期日までこれをつけ、平 成23年5月5日を第1回の支払期 日としてその日までの分を支払 い、その後平成27年11月5日ま では、毎年5月5日および11月5 日の2回に各その日までの前半か 年分を支払い、平成 27 年 11 月 6 日以降は、平成28年度第1回償還 期日、平成28年度第2回償還期日、 平成29年度第1回償還期日および 平成29年10月31日に各その日ま での分を半か年の利息として支払 う。ただし、平成28年度第1回償 還期日および平成29年10月31日 等、利息期間(各利息支払期日の直 前の利息支払期日の翌日から各利 息支払期日までの期間をいう。以 下同じ。)が半か年ではないために 半か年と異なる利息を計算すると きは、1年を365日としてかかる 利息期間の実日数の日割でこれを 計算する。なお、平成28年1月 31 日および平成 28 年 11 月 5 日に おいては、本社債の利息の支払い は行われない。

10. 利息支払の方法および期限

(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日 から償還期日までこれをつけ、平 成23年5月5日を第1回の支払期 日としてその日までの分を支払 い、その後平成27年11月5日ま では、毎年5月5日および11月5 日の2回に各その日までの前半か 年分を支払い、平成 27 年 11 月 6 日以降平成 29 年 10 月 31 日まで は、平成28年度第1回償還期日、 平成28年度第2回償還期日、平成 29年度第1回償還期日および平成 29年10月31日に各その日までの 分を半か年の利息として支払い、 平成29年11月1日以降は、毎年 4月30日および10月31日の2回 に各その日までの前半か年分を支 払う。ただし、平成28年度第1回 償還期日および平成29年10月31 日等、利息期間(各利息支払期日の 直前の利息支払期日の翌日から各 利息支払期日までの期間をいう。 以下同じ。)が半か年ではないため に半か年と異なる利息を計算する ときは、1年を365日としてかか る利息期間の実日数の日割でこれ を計算する。なお、平成28年1月 31 日、平成 28 年 11 月 5 日、平成 30年4月30日および平成30年10 月31日においては、本社債の利息 の支払いは行われない。

(後略)

(後略)

13. 財務上の特約

(中略)

(2) 支払制限

13. 財務上の特約

(中略)

(2) 支払制限

当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債に劣後する負債の元本および利息の弁済ならびに当社の株主への剰余金の配当を行わない。

当社は、本社債の未償還残高が存 する限り、本社債に劣後する負債 の元本および利息の弁済を行わ ず、かつ、本社債の未償還元金の 総額が6億9597万円を下回る場合 を除き、平成35年10月31日まで は当社の株主への剰余金の配当を 行わないものとする。また、平成 35年11月1日以降に当社の株主 への剰余金の配当を行う場合にお いては、当該配当は会社法第 461 条第2項に定める分配可能額の範 囲内で行うものとし、かつ、本社 債の未償還元金の総額が6億9597 万円を下回る場合を除き、当社が 配当の支払いを機関決定する各時 点(以下「配当決定時」という。)に おける配当の総額は、①平成35年 10月31日の直前に終了した連結 会計年度にかかる当社の連結損益 計算書における親会社株主に帰属 する当期純利益および平成35年 10月31日以降当該配当決定時ま でに終了した各連結会計年度にか かる当社の連結損益計算書におけ る親会社株主に帰属する当期純利 益の合計金額から、②当該配当決 定時より前に支払いを決定した剰 余金の配当として交付する金銭等 の帳簿価額の合計金額を減じた額 を上限とする。

(後略)

(後略)

22. 社債権者に対する定期報告 (中略)

(3) 当社は、本社債の未償還残高が存 する限り、前号に従い連結財務諸

22. 社債権者に対する定期報告

(中略)

(削除)

表を当社ウェブサイトに掲示後、 実務上可能な限り速やかに、本社 債の社債権者を対象とした当該決 算に関する説明会を開催し、当該 説明会で希望する社債権者に対し て質問するための機会を設け、か かる質問に誠実に回答するものと する。かかる説明会において、当 社は本社債の社債権者が電話会議 システム等を利用する等遠隔地よ り参加できるよう最大限努力をす るものとする。

以上